

身体拘束等適正化のための指針

社会福祉法人くちなし
セルプ・ガーデンハウス

1 身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方

(1) 理念

①身体拘束の原則禁止

身体拘束は利用者の生活の自由を制限することで重大な影響を与える可能性があります。セルフ・ガーデンハウスは利用者一人一人の尊厳に基づき、安心・安全が確保されるように基本的な仕組みをつくり、施設を運営しますので、身体的・精神的に影響を招く恐れのある身体拘束は、緊急やむを得ない場合を除き原則として実施しません。

②身体拘束に該当する具体的な行為

- ・徘徊しないように、車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- ・転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- ・自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む
- ・点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る
- ・点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける
- ・車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける
- ・立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する
- ・脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる
- ・他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る
- ・行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
- ・自分の意志で開くことの出来ない居室等に隔離する

③目指すべき目標

3要件(切迫性・非代替性・一時性)の全てに該当すると委員会において判断された場合、本人・ご家族への説明・確認を得て拘束を実施する場合がありますが、その場合も利用者の態様や介護の見直し等により、拘束の解除に向けて取り組みます。

(2) 方針

次の仕組みを通して身体拘束の必要性を除くよう努めます。

①利用者の理解と基本的なケアの向上により身体拘束リスクを除きます。

利用者一人一人の特徴を日々の状況から十分に理解し、身体拘束を誘発するリスクを検討し、そのリスクを除くため対策を実施します。

②責任ある立場の職員が率先して施設全体の資質向上に努めます。

施設長・サービス管理責任者・主任等が率先して施設内外の研修に参加する

など、施設全体の知識・技能の水準が向上する仕組みをつくります。

③身体拘束適正化のため利用者・ご家族と話し合います。

ご家族と利用者本人にとってより居心地のいい環境・ケアについて話し合い、身体拘束を希望されても、そのまま受け入れるのではなく、対応を一緒に考えます。

2 身体拘束等適正化のための体制

次の取り組みを継続的に実施し、身体拘束適正化のため体制を維持・強化します。

(1) 身体拘束適正化検討委員会の開催

法人が設置している虐待防止委員会の中で、本施設で身体拘束適正化を目指すための取り組み等の確認・改善を検討します。過去に身体拘束を実施していた利用者に係る状況の確認を含みます。委員会は定期的に年に3回開催します。

特に、緊急やむを得ない理由から身体拘束を実施している場合(実施を開始する場合を含む)には臨時委員会を開催し、身体拘束の実施状況の確認や3要件を具体的に検討します。

(2) 委員会の構成員

施設長

サービス管理責任者

主任(副主任)

看護師

福祉サービス苦情解決担当者

その他 施設長が必要と認める者

(3) 委員会での検討項目

①現状の確認

②3要件(切迫性、非代替性、一時性)の再確認

③(身体拘束を行っている利用者がある場合)3要件の該当状況を個別具体的に検討し、併せて利用者の心身への弊害、拘束をしない場合のリスクを評価し拘束の解除に向けて検討

④(身体拘束を開始する検討が必要な利用者がある場合)3要件の該当状況、特に代替案について検討

⑤(今後やむを得ず身体拘束が必要であると判断した場合)今後医師、家族等との意見調整の進め方を検討

⑥意識啓発や予防策等必要な事項の確認・見直し

⑦今後の予定(研修・次回委員会)

⑧今回の議論のまとめ・共有

(4) 記録及び周知

委員会での検討内容の記録を適切に作成・保管するほか、委員会の結果について、全職員に周知徹底します。

3 身体拘束等適正化のための研修

身体拘束適正化のため生活支援員その他の職員について、職員採用時のほか、年1回以上の頻度で定期的な研修を実施します。

研修は職員会議の中でも実施していきます。内容については、外部研修からの伝達講習や、基礎的な内容及び適切な知識の普及・啓発をします。

実施にあたっては、内容(研修概要)を記載した記録を作成します。

4 緊急やむを得ず身体拘束を行わざるを得ない場合の対応

(1) 3要件の確認

- ・切迫性(利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと)
- ・非代替性(身体拘束を行う以外に代替する介護方法がないこと)
- ・一時性(身体拘束が一時的なものであること)

(2) 要件合致確認

利用者の態様を踏まえ、臨時に開催される委員会で必要性を判断した場合、限定した範囲で身体拘束を実施することとしますが、拘束の実施後も日々の態様等を参考にして虐待防止委員会で定期的に再検討し解除へ向けて取り組みます。

(3) 記録等

緊急やむを得ず身体拘束を行わざるを得ない場合、次の項目について具体的に本人・ご家族等へ説明し書面で同意を得ます。

- ・拘束が必要となる理由(個別の状況)
- ・拘束の方法(場所、行為(部位・内容))
- ・拘束の時間帯及び時間
- ・特記すべき心身の状況
- ・拘束開始及び解除の予定(※特に解除予定を記載します)

5 身体拘束等に関する報告

緊急やむを得ない理由から身体拘束を実施している場合には、身体拘束の実施状況や利用者の日々の態様(時間や状況ごとの動作や様子等)を記録し、虐待防止委員会で拘束解除に向けた確認(3要件の具体的な再検討)を行います。

6 利用者・家族等による本指針の閲覧

本指針は、本施設で使用するマニュアルに綴り、全ての職員が閲覧を可能とするほか、利用者やご家族が閲覧できるように施設への掲示やホームページへ掲載します。

令和5年3月31日

緊急やむを得ない身体拘束に関する同意書

様

- 1 あなたの状態が下記の ABC をすべて満たしているため、緊急やむを得ず、下記の方法と 時間帯において最小限度の拘束を行います。
- 2 ただし、解除することを目標に日々の様子を記録し、虐待防止委員会で具体的に鋭意検討を行うことを約束致します。

記

A 切迫性：利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い	
B 非代替性：身体的拘束を行う以外に代替する介護方法がない	
C 一時性：身体的拘束が一時的なものである	
拘束が必要となる理由 (個別の状況)	
拘束の方法 (場所、行為(部位・内容))	
拘束の時間帯及び時間	
特記すべき心身の状況 (※具体的に記載)	
拘束開始及び解除の 予定	開始予定 令和 年 月 日 時から 解除予定 令和 年 月 日 時まで

上記のとおり実施致します。

令和 年 月 日

施設長 印

担当者 印

上記の件について説明を受け、同意します。

令和 年 月 日

利用者 印

身元引受人または家族 印

